

令和5年度 土岐市社会福祉協議会 職員採用試験案内【随時】

『令和6年4月1日採用予定の職員を募集します。』

1. 申込受付期間 令和5年9月1日（金）以降
2. 第1次試験日 別途案内（お問合せ担当まで電話連絡ください。）
3. 試験会場 土岐市総合福祉センター ウェルフェア土岐
土岐市下石町1060番地 TEL0572（57）6661
4. 採用職種等

職種区分	勤務場所等	採用予定 人員
言語聴覚士	ウェルフェア土岐内 幼児療育センター	若干名
幼児療育指導員		
児童厚生員	ウェルフェア土岐内児童センター、市内児童センター及び児童館	

5. 受験資格等

(1) 受験資格として、次の要件をすべて満たすこと

- ① 学校教育法に基づく高等学校の卒業資格を有する方
- ② 言語聴覚士・・・言語聴覚士免許（取得見込含）
幼児療育指導員、児童厚生員・・・以下の資格いずれかを有する方（取得見込含）
 - ・保育士資格
 - ・幼稚園教諭資格
 - ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校教諭資格
 - ・社会福祉士資格
- ③ 普通自動車運転免許証を有する方、又は令和6年3月末までに取得見込みの方

(2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 第1次試験

(1) 日時 別途案内します。

受付 試験開始30分前より（開始時刻は別途案内時にお知らせします）

試験 2時間30分ほど（検査含）

(2) 会 場 土岐市総合福祉センター ウェルフェア土岐
土岐市下石町1060番地 TEL0572(57)6661

(3) 試験の種類・時間

試験の種類	時間(予定)
適性検査	50分程度
作文試験	1時間程度
面接試験	15～20分程度

(4) 持ち物 受験票、筆記用具(HBの鉛筆(検査用)、シャープペンシル、消しゴム)

7. 第1次試験の可否の発表

第1次試験日10日後までに可否にかかわらず、受験者全員に郵便にて結果を発送します。
なお、可否についての電話等によるお問い合わせはご遠慮ください。

8. 第2次試験(第1次試験の合格者が対象)

(1) 日 時 別途案内します。

※開始時間等は受験者により異なりますので、第1次試験の合格通知とともに案内します。

(2) 会 場 土岐市総合福祉センター ウェルフェア土岐
土岐市下石町1060番地 TEL0572(57)6661

(3) 試験の種類
面接試験 個別面談を行います。

9. 第2次試験合格者の発表

2次試験日10日後までに可否にかかわらず、第2次試験受験者全員に郵便にて結果を発送する予定です。採用は、原則として令和6年4月1日となります。

注1) 傷病等により職務に支障があると認められる場合等には、採用されないことがあります。

注2) 受験資格がないことや、受験申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

注3) 受験資格に記載してある取得見込みの資格等を取得できなかった場合は、合格を取り消します。

10. 申込方法

(1) 申込先(郵送もしくは直接持参)

土岐市社会福祉協議会

〒509-5202 土岐市下石町1060番地

土岐市総合福祉センター ウェルフェア土岐 総務課

(2) 提出書類

- ① 受験申込書 (所定の様式)
- ② 履歴書
- ③ 成績証明書
- ④ 卒業(見込)証明書
- ⑤ 資格証明書の写し(所有者のみ)

注1)「所定の様式」は、本会ホームページ (<https://www.tokishakyo.or.jp/>) からダウンロードしてください。

注2) 提出書類を直接持参される方は、申込の受付処理後、受験票をその場でお返します。

注3) 郵送での申込をされる方は、封筒の表に「職員採用試験申込書」と朱書きし、返信用封筒（定形郵便封筒に住所・氏名・郵便番号を記入し、84円切手を貼付）を同封の上、必ず書留又は簡易書留にて送付ください。

1 1. 給与・待遇等（令和5年4月1日現在）

(1) 初任給

（言語聴覚士） 181,000円 ※別途 職務手当等有り

（幼児療育指導員、児童厚生員） 170,100円

※社会福祉士資格者は181,000円

(2) 期末・勤勉手当 年2回（6月・12月）計4.4月分（前年度実績）

(3) 諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当等（規定により支給）

(4) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（言語聴覚士、療育指導員）

午前9時30分～午後6時15分（児童厚生員）

(5) 休日 土曜日及び日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年1月3日までの日

※配属先により勤務時間や休日等が変わる場合があります。

例) 児童館・児童センターは、日曜日、祝日法による休日、12月29日から翌年1月3日までの日（※週休2日で勤務はシフト制）

(6) 定年 満60歳とし、満60歳に達した日以後の最初の3月31日をもって退職とします。本人が希望する場合は、規程に基づき満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの再雇用があります。

1 2. お問い合わせ先

〒509-5202 土岐市下石町1060番地

土岐市総合福祉センター ウェルフェア土岐 TEL 0572-57-6661

土岐市社会福祉協議会 総務課 担当：小木曾・磯

午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日を除く

※職場見学は、随時受付しております。総務課まで電話にてご連絡ください。

その他、本会に関する事項については、ホームページをご参照ください。

ホームページアドレス <https://www.tokishakyo.or.jp/>